

空調設備保守点検清掃管理業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、春日部市立第4保育所外5保育所の空調設備保守点検清掃管理業務委託（以下「業務」という。）に関し、春日部市（以下「発注者」という。）と業務受託者（以下「受注者」という。）との必要な事項を定めるものである。受注者はこの仕様書に基づき、適正に業務を履行しなければならないものとする。

(業務期間)

第2条 業務期間は、契約確定日から令和9年2月5日までとする。

(業務場所)

第3条 業務場所は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------------|--------------|
| (1) | 春日部市備後西1丁目13番1号 | 春日部市立第4保育所 |
| (2) | 春日部市藤塚428番地1 | 春日部市立第5保育所 |
| (3) | 春日部市牛島1276番地 | 春日部市立第6保育所 |
| (4) | 春日部市栄町3丁目166番地 | 春日部市立第7保育所 |
| (5) | 春日部市上蛭田82番地1 | 春日部市立第8保育所 |
| (6) | 春日部市東中野1152番地 | 春日部市立庄和第2保育所 |

(業務内容及び留意点)

第4条 業務内容は、次のとおりとし、作業終了後遅滞なく委託業務完了通知書及び受渡書を提出する。

(1) 保守点検（年1回 6～7月頃）

ア. 電圧 イ. 電流 ウ. 絶縁測定 エ. ドレン点検

(2) 清掃業務（年2回 6～7月頃 12～1月頃）

ア. 室内外機及びフィルター（熱交換器、ドレンパン等は除く）

実施台数は別紙保育所別一覧のとおりとする。

2 業務は発注者と受注者とで協議して決定した日時に発注者の立ち会いの下に実施する。また定期清掃以外に発注者より清掃の要請があった場合、受注者は現場を調査し、清掃が必要な場合は発注者と受注者とで協議のうえ実施する。

3 受注者は、委託業務完了通知書に保守点検結果報告書を作成するとともに、作業前、作業中、作業完了後の写真を添付し、発注者の確認を得るものとする。

(負担区分)

第5条 業務に使用する機具及び資材等は、受注者の負担とする。

(支払方法)

第6条 支払方法は、業務完了後一括払いとする。

(協議)

第7条 この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議して定める。